令和4年度北部地域療育センター事業計画

【施設目標】

北部地域療育センターは、乳幼児から学齢児までの障害のある児童が、地域の中で安心して生活できるよう、障害児及びその家族を総合的に支援する地域療育の拠点として、関係機関と連携しながら運営を行います。

従来の地域療育センターの枠組みに捉われず、利用者や関係機関のニーズを的確に把握することで、地域療育センターとしての新たなるサービスを構築し、満足度の向上に努めるとともに、迅速に質の高いサービスが受けられるよう、ライフステージに沿った、切れ目のないサービス提供を目指します。

今年度は、建物の老朽化による大規模な修繕が実施される予定です。屋根補修、屋上 園庭防水シート張替、プール内補修等の実施及びそれに伴う足場設置があるため、横浜 市と協議をしながら、安全面を最大限配慮し、安定したサービスの提供に努めます。

地域療育センター全体における今年度の重点項目は、次の4項目です。

- 低年齢で中重度の障害のある児童が事前に体験できる初期療育や、軽度群の児童 の通園体験プログラムを充実させます。また、初診後の2歳児に、通園等に至るま での子育て支援として、相談機能を兼ねたグループ支援の日数を増やします。
- 両親が就労し中重度の障害のある児童に対して、集団療育と在籍園支援を組み合わせたプログラムを展開し、また初診時期が遅かった年長児への就学支援を強化します。
- 「地域療育センターあり方検討会」の方向性を踏まえて、一次支援・一次プランの強化や、総合評価に基づく個別プラン作成をチームで推進し、保護者と共有していくシステムを組織的に行う体制を作ります。
- 一次支援として取り組んでいる「にこにこ広場」や「心理士との面談」を通じて、 保護者の児童の特性理解を支援し、二次支援につなげる動機づけを図り、継続した 精神的サポートを行います。

【事業計画】

1 相談

○ 心理士相談(個別)・広場(集団)・保育所や幼稚園との連携・家庭訪問(地域生活支援)などの一次支援サービスを、利用申込みからスムーズに導入し、ニーズに沿って相談支援が継続できるよう体制を整えます。

2 診療・訓練

○ 新規申し込み数の増加が今後も続くと予想し、現在設定している精神発達系未就

学児の新患枠を拡大し、再診ルールの見直しを図ります。

○ 「あり方検討会」の方向性を踏まえた二次支援の強化・検討を行います。総合評価に基づく個別プランを提案し、"支援しながらの評価"として、目的とゴールを明確化したフォローを意識していきます。

3 集団療育

(1) 医療型児童発達支援 (定員 40 人)

【令和4年度4月のクラス体制】

クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
2クラス	3 グループ	19 人	9.4 人

- 障害の多様化や就労している保護者の増加等により、児童の状態や家庭状況に合わせた通園頻度を設定し、個々の療育を提供します。また、保護者同士の交流の場として、クラスや年齢を超えた保護者教室や座談会も充実します。
- 保護者が児童の成長に合わせて、ライフステージを見通した生活が選択できるように、療育参加や保護者勉強会などをとおして支援を行います。

(2) 児童発達支援(定員50人)

【令和4年度4月のクラス体制】

クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
11 クラス	23 グループ	108人	46.2 人

- 高頻度療育(週5、週3)と低頻度療育(週2、週1)のバランスを考えた施設運営を行います。特に、週2回の頻度が適切な児を見極めて、利用につなげることで、より多くの通園候補児が利用できるようにします。
- 児童の状況や家庭状況によるニーズの多様化に対応するため、感染対策を徹底しながら、療育頻度の確保とそれぞれの状況に合わせたサービス提供を進めます。

(3) 児童発達支援事業所「ぴーす」 (北部 定員 12人)

【令和4年度4月のクラス体制】

クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
2クラス	8 グループ	49 人	12~13 人

- これまでの「ぴーす」等の事業で培った知識や経験、療育技術を生かし、「年長広場」(一次支援)、「小学生講座 ボランティア体験」(学齢支援)など、多部署協働で新規事業を実施します。
- 療育参観や保護者教室など、新型コロナ感染症の影響で集合して実施する保護者 支援プログラムの制限がある中、動画配信や日々の保護者支援について工夫を図り ながら実施します。

4 地域サービス

- 相談申込み直後の保護者の不安軽減や児童の支援ニーズ把握のため、心理相談事業を拡充し、ソーシャルワーカーと心理士によるアドバイスを行うとともに、並行利用する幼稚園等との連携を図って、速やかに支援します。また、ニーズ等を踏まえた保育所等訪問支援事業を行います。
- 区福祉保健センター権利擁護担当やスクールソーシャルワーカーなど、地域で養育支援ケースを支える関係機関と情報共有の機会を設け、親子を支えるネットワークの強化につなげます。